

第 1 編

總 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、竹田市における防災活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって地域の保全と市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格と内容

この計画は、防災事務又は業務の処理に関し、概ね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示す。このため、防災関係機関は、相互の緊密な連携と協力によって、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努める。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮する。

- (1) 竹田市、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体等の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
- (2) 防災業務の促進、防災施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
- (3) 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助衛生その他災害応急措置事項
- (4) 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
- (5) 災害復旧に関する事項
- (6) その他防災に関し必要な事項

第3節 計画の理念

「竹田市民の生命、身体及び財産をすべての災害から守る」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について、以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進する。

1 市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 災害に強い人づくり
- (3) 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

2 迅速かつ的確な災害応急対策の実施

- (1) 初動体制の確立
- (2) 生命及び財産への被害を最小限とするための応急活動の展開
- (3) 被災者の保護及び救援のための応急活動の展開
- (4) 社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進

3 速やかな復旧・復興の推進

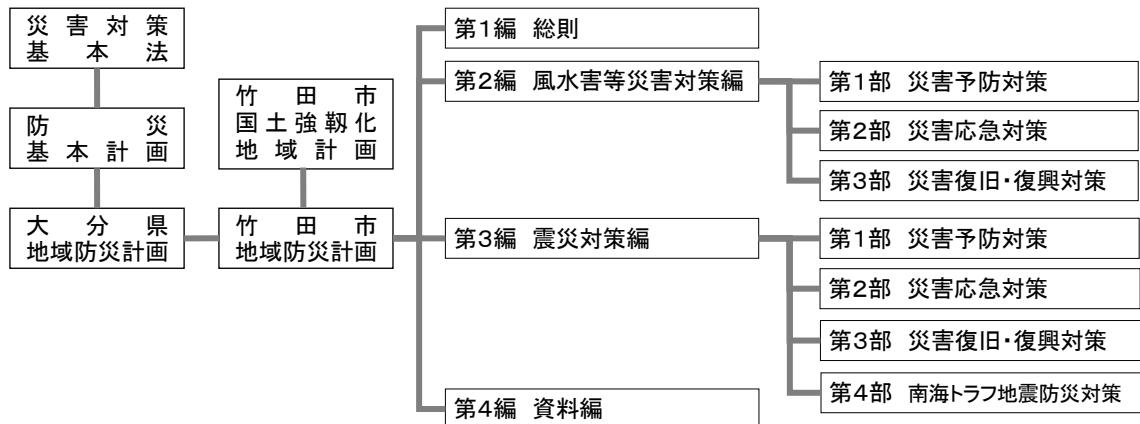
- (1) 適切かつ速やかな災害復旧・復興の確立

第4節 計画の位置づけ

本計画は、現実に発生する災害に対応して構成され、第1編「総則」、第2編「風水害等災害対策編」、第3編「震災対策編」に共通して、予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示すとともに竹田市、大分県、防災関係機関、住民等の役割分担を示した。

なお、第3編「震災対策編」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づき、南海トラフ地震防災対策を併せ、地震防災対策を推進する。

また、第3編「震災対策編」の第3部「災害復旧・復興対策」は、第3編「風水害対策編」と共通とし準じて対応する。



計画の位置づけ及び構成

災害対策基本法第42条に掲げる防災に関する計画等は、大分県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

災害対策基本法

国土や国民を災害から守るため、公共機関が必要な体制を整備し、責任の所在や必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的な防災行政の整備・推進を図る。

震災（地震）、風水害、火山災害、海上災害、雪害や人為的災害である原子力災害、鉄道災害、事故災害（航空災害など）に適用される。

防災基本計画（災害対策基本法第34条）

- 中央防災会議（内閣府に設置、会長：内閣総理大臣）が作成
- 災害及び災害防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行われた災害応急対策の効果を勘案して、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならない。

竹田市国土強靭化地域計画

- 大規模自然災害に対して、ハード・ソフト対策を適切に組み合わせながら、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靭な地域づくりを計画的に推進
- 地域強靭化に関する施策について。本市の他の計画の指針となる。

大分県地域防災計画（基本法第40条、防災基本計画）

- 大分県防災会議が防災基本計画に基づいて作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならない。
- 県民の生命、身体及び財産を災害から保護することが目的

風水害等対策編

- 豪雨災害・台風
- その他の気象災害（雪害、風害、火山噴火災害、干害）
- 火山災害

地震・津波対策編

- 地震による災害
- 津波による災害

事故等災害対策編

- | | |
|-----------------|---------|
| ○道路災害 | ○危険物災害 |
| ○航空機災害 | ○大規模な火災 |
| ○鉄道灾害 | ○林野火災 |
| ○放射性物資事故及び原子力災害 | |
| ○海上災害 | ○その他の災害 |

竹田市地域防災計画（基本法第42条、防災基本計画）

- 竹田市防災会議が防災基本計画に基づいて作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならない。
- 竹田市民の生命、身体及び財産をすべての災害から守ることが目的

風水害対策編

- 豪雨災害・台風
- その他の気象災害（雪害、風害、火山噴火災害、干害）
- 火山災害

震災対策編

- 地震による災害
- 南海トラフ地震による災害

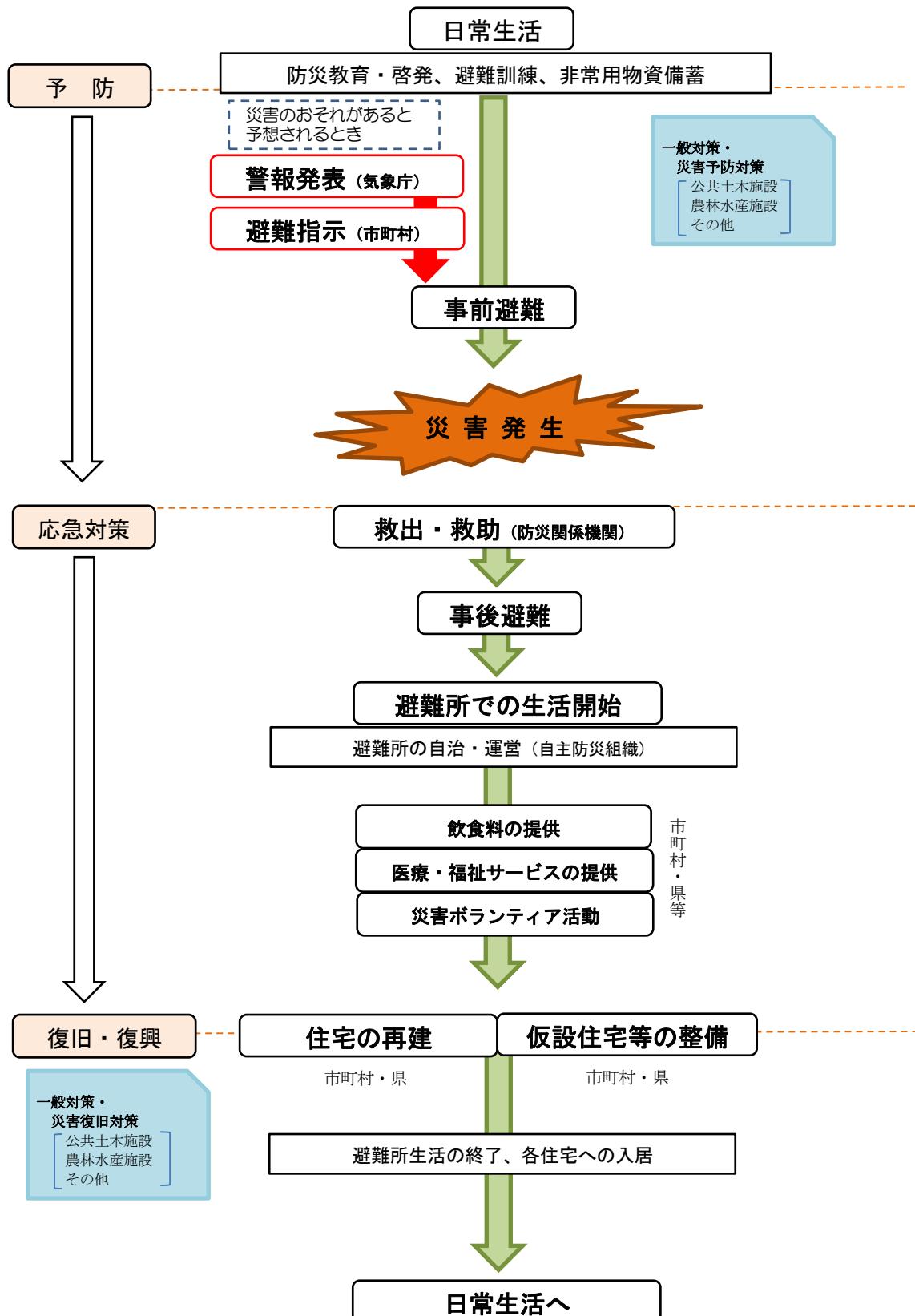
第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めたときは、修正を加える。

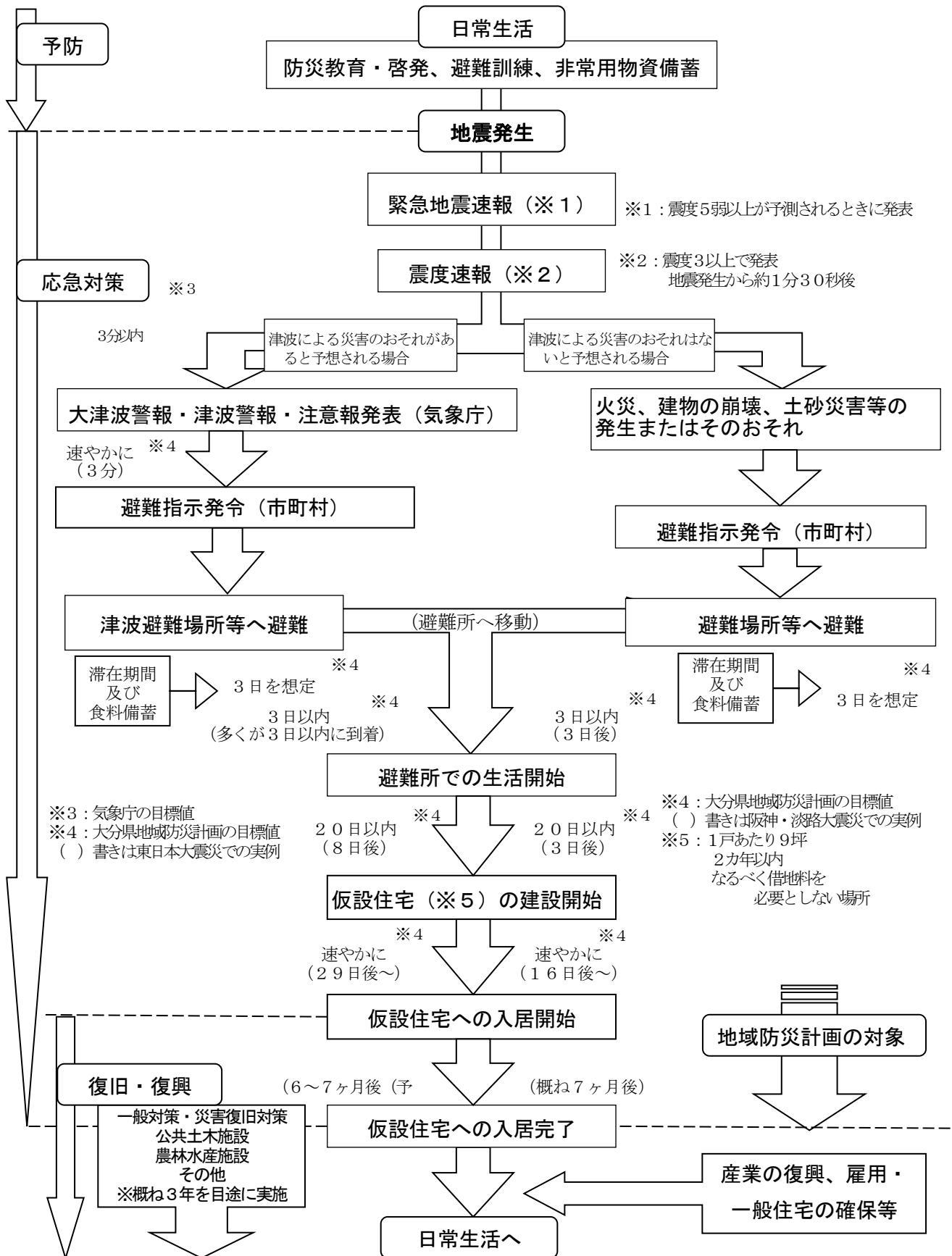
第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、市町村及び関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図る。

【参考】災害発生時等の基本的な行動



【参考】地震発生時等の基本的な行動



第2章 地勢

第1節 地勢

1 位置及び面積

竹田市は、大分県の南西部に位置し、北にくじゅう連山を背し、南に阿蘇外輪山、祖母山を望んでいる。また、東は豊後大野市、西は熊本県、南は宮崎県、北は九重町、由布市に接しており、総面積は 477.7 平方キロ、東西約 24km・南北約 36km を有している。

2 河川

竹田湧水群をはじめ各地に点在する湧水、長湯の炭酸泉、大野川の源流として有名な白水の滝など豊かな緑と水資源、雄大な自然に恵まれている。

これらの資源は全国的にも高く評価されており、国の「名水百選」、「水の郷」、「かおり風景百選」にも指定されている。

市内の主な河川

水系	河川名	延長 (m)
大野川	大野川	26,025
大野川	緒方川	23,140
大野川	稻葉川	26,838
大野川	玉来川	18,083
大野川	滝水川	17,018
大野川	神原川	7,100
大野川	濁淵川	12,500
大野川	矢倉川	4,200
大野川	緩木川	4,300
大分川	芹川	22,335

3 山地・丘陵

地形は、周囲を山々に囲まれた標高 250m の盆地から標高 900m 程度の高原地帯を経て、標高 1,700m 級の山々が連なる山岳地帯まで起伏に富んでいる。西には阿蘇の外輪山から続く台地が広がり、大規模な農業地帯が形成されており、北はくじゅう連山の南麓に広がる広大な高原地帯である。

4 地質

地質は阿蘇溶岩地に属し、地殻は安山岩におおわれ、火山灰土で包まれている地区が多い。市内には、山地や丘陵地がほとんどを占めており、しかも激しく浸食を受けた大起伏斜面が

多く、1990年（平成2年竹田市大水害）、1993年、2005年、2009年及び2012年（7.12竹田市豪雨災害）に風水害等により市内で発生した斜面表層を覆う火山灰層の表面滑落型崩壊などに見られるように、火山地域における地質要因が特質としてある。

5 土地利用等社会条件

地目別にみると、総面積の69.2%が山林原野で占められており、農地は15.2%、宅地が1.3%であり、緑豊かな環境が広がっている。

森林地帯は国立公園や国定公園に指定され、さらに水源涵養林や保安林の指定など多くの制約がある。そのような状況の中で、わずかな平地部を利用した形で農業地域となっており、ほ場整備の完了した地域には大規模な農業地帯が形成されている。また、竹田市には、都市計画区域があり、中心市街地に用途地域が指定されている。

6 気象

竹田市の市街地部は、比較的温暖な内陸型気候に対して、周辺地域の山間高冷地では冬季の冷え込みが厳しく、夏季は比較的涼しい山地型気候である。なお、竹田市街地部における令和4年の年間平均気温は15.1℃、年間降水量は1,504.0mmである。

資料編1-1 「竹田市の気象」

7 地震防災上からみた竹田市の特質

市内は、山地や丘陵地がほとんどを占めており、しかも激しく浸食を受けた大起伏斜面が多いため、地震が発生した場合には、地震動による斜面崩壊の危険性がある。また、地形要因に加えて、1990年（平成2年竹田市大水害）、1993年、2005年、2009年及び2012年（7.12竹田市豪雨災害）に風水害等により市内で発生した斜面表層を覆う火山灰層の表面滑落型崩壊などに見られるように、火山地域における地質要因が特質としてある。

第3章 災害とその特性

第1節 豪雨災害・台風

最も直近の風水害としては、平成24年7月に、県の西部や北部に「これまでに経験したことのないような大雨」の表現で警報が発表された猛烈な雨があったところである。

平成24年7月11日九州地方は本州付近に停滞した梅雨前線に向かって非常に湿った空気が流れ込み、九州北部を中心に大雨が降り続いていた。竹田市でも7月12日未明から激しい降雨となり、午前7時までの3時間雨量が135ミリに達し、観測史上最大となった。

竹田市は午前6時10分に市災害警戒本部（警戒第3次体制）を設置して大雨に対する警戒を強めていたが、午前6時30分頃玉来川の氾濫により大字玉来の稻荷橋から下流十川にかけての流域で甚大な被害が発生し、道路等の公共土木や農地においても甚大な被害も発生した。

また、過去竹田市に甚大な被害を及ぼした昭和57年及び平成2年の竹田市大水害や平成5年の台風13号、平成17年の台風14号による大きな被害も決して忘れてはいけない災害である。



平成24年7月12日 竹田市豪雨災害被害の概要

◇人の被害

避難者数137世帯396名

死者2名（荻町南河内、拝田原）

◇住家被害

全壊11棟、半壊87棟、一部損壊201棟、床上浸水202棟、床下浸水79棟

◇農林業関係被害

農地1,047箇所、1,792,039千円、農業用施設858箇所、2,031,043千円

◇市道・河川被害

市道226箇所、751,078千円、河川66箇所、391,449千円、橋梁14箇所、176,404千円

◇公共施設関係被害

932,657千円（うち、竹田市文化会館・竹田市中央公民館、682,894千円）

◇その他設備等

368,242 千円（うち、上水道、205,160 千円）

第2節 地震による災害

昭和 50 年 (1975) に大分県中部を震源とする地震が発生し、庄内町、湯布院町等に家屋倒壊等の大きな被害を及ぼしている。県の内陸部や別府湾地域の活断層が動いて発生したと考えられる地震で、大分県中部 $M=6.4$ 、湯布院町扇山、庄内町内山付近を震源とし、震度は湯布院で 5、大分 4、日田、津久見 3 であった。

被害の区域は庄内町、九重町、湯布院町、直入町と狭かったが家屋の被害はひどく、庄内町丸山、九重町寺床ではほとんどの家屋が全壊又は半壊であった。

主な被害は次のとおり。（大分県災異誌等による）

庄内町 負傷 5、建物全壊 31、半壊 39、道路破損 57、崖 40

九重町 負傷 11、建物全壊 41、半壊 34、道路破損 84、崖 98

湯布院町 負傷 6、建物全壊 0、半壊 24、道路破損 21、崖 36

竹田市（旧直入町） 建物全壊 5、半壊 18、道路破損 16、崖 4 など

昭和 59 年 (1984) には、日向灘北部を震源として、 $M=7.1$ が発生し大分で震度 4、日田で震度 3。岡城跡では三の丸跡に亀裂が生じた。

また、昭和 62 年 (1987) には、日向灘中部を震源として、 $M=6.6$ が発生し、大分で震度 4、日田で震度 3、竹田市、三重町で崖崩れが発生した。

平成 28 年 (2017) には、熊本地方（益城町・西原村）の布田川日奈久断層を震源として、4 月 14 日 21 時 26 分 $M=6.5$ の地震（竹田市内で震度 4）が発生し、また、続けて 4 月 16 日 1 時 25 分 $M=7.1$ が発生し、市内で最大震度 5 強を観測した。

この地震により、市内の人的被害は軽傷者 1 人、建物被害は全壊 1 棟、半壊 6 棟、一部損傷 145 棟にも及んだ。この他、市営住宅など公共施設の被害、土砂崩れ等による道路の通行止め、荻町では 20 戸が停電し、一部地域で水源地の濁りにより飲用制限を行うなどの被害が生じた。

竹田市でも 10,000 世帯以上に避難準備情報を発令し、最大で避難所 15 施設を開設、最大避難世帯 580 世帯、避難者数約 1,000 人を超える状況となった。

特に平成 28 年の熊本地震では、2 回の $M=7$ クラスの地震が発生し、竹田市でも震度 4 以上が観測された地震は 8 回、断続的な余震が続いたため、地震への不安を感じる住民が多く、夜間に避難所で寝泊まりし、日中は自宅に戻るなど避難生活を余儀なくされていた。

第3節 その他の災害

1 火災

火災の件数で最も多いのは林野火災であるが、原因としては火気取扱者の不注意によるものが多い。

火災の月別件数は 12 月から 4 月までが最も多い。これはこの時期が火気を扱う機会が多く、雨量が少なく乾燥し風の強い日が続くためである。

2 雪害

降雪期は 12 月から 3 月であり、大雪になることはほとんどないが、まれに降雪や凍結により農作物、交通機関等に被害を及ぼすことがある。

3 火山噴火災害

平成 7 年 10 月に噴火した久住山系（硫黄山）は、噴火当時火山灰が少量観測されたが、その後は水蒸気の噴出がほとんどとなった、現在まで噴火活動を続けており、今後の活動の推移に注意を要する。火山噴火の影響で、降灰によって農作物の被害が予想される。

4 干害

近年の異常気象によって梅雨期や台風期に雨が少なく、飲料水や農業用水の不足によって生活、農作物への被害発生が考えられる。

資料編 1-2 「竹田市の災害履歴」

第4章 被害の想定

第1節 豪雨災害・台風

竹田市に来襲した比較的大規模な豪雨災害・台風は、平成24年7月12日に発生した九州北部豪雨に伴う竹田市豪雨災害及び平成17年9月6日九州に上陸した台風14号がある。竹田市豪雨災害では、本州付近に停滞した梅雨前線に向かって非常に湿った空気が流れ込み、県の西部や北部に「これまでに経験したことのないような大雨」の表現で警報が発表され、竹田市でも7月12日未明からの激しい降雨は、午前7時までの3時間雨量が135ミリに達し、当市における観測史上最大となった。この豪雨により、玉来川の上流の川床地区から下流の挾田地区にかけて、また玉来川支流の滝水川流域を中心に甚大な被害が発生、死者2名、住家被害は全壊11棟、半壊87棟、床上浸水87棟、床下浸水79棟、道路等の公共土木や農地においても甚大な被害が発生した。

また、平成17年9月6日九州に上陸した台風14号では、中心気圧が935ヘクトパスカル、中心付近の最大風速45メートルと大型で非常に強い台風で、4日から降り続けた雨と合わせて倉木地区では、総雨量900ミリを超す等、豪雨が続き、竹田地域・荻地域を中心に大きな被害を受け、特に、荻町南河内地区では人家の裏山が幅40メートル、長さ約150メートルにわたって崩壊し、死者1名・行方不明者1名（2月28日現在）の人的被害が出た他、宮砥地区等でも土砂崩れにより家屋が倒壊、また、生活道路が各地で寸断され、農地も1,000件を超す被害となっている。

このように近年の局地的集中豪雨等により、大災害の発生も懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を本計画の想定被害と位置づける。

第2節 地震の想定

大分県は、平成29年12月に地震調査研究推進本部が公表した「中央構造線断層帯の長期評価（第二版）」、「日出生断層帯の長期評価（第一版）」及び「万年山-崩平山断層帯の長期評価（第一版）」を受けて、本県に及ぼす影響と対策について検討するため、平成30年2月に大分県有識者会議を設置し有識者からの意見を踏まえ、過去の調査内容を踏襲したうえで、最新の知見を反映した平成30年度大分県地震被害想定調査と、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震を受けて、大分県に被害を及ぼした地震・津波の歴史記録をひもとき、大分県防災対策推進委員会（平成24年4月30日までは大分県地域防災計画再検討委員会）有識者会議・被害想定部会の意見を踏まえて行った平成24年度大分県津波浸水予測調査・地震津波被害想定調査、阪神淡路大震災規模の地震を想定して行った平成19年度大分県地震被害想定調査に基づき、次の地震（津波）を想定した。

なお、防災・減災対策を推進するにあたっては、各地域において最大の被害が予測される地震（津波）を対象とするが、南海トラフの巨大地震を喫緊の課題として捉え、防災・減災対策を推進し、活断層型地震に対する対応については、国の調査研究等の動向を踏ま

えて、中期的な課題として、今後検討するとしている。

1 想定する地震

- ① 南海トラフ巨大地震
- ② 中央構造線断層帯による地震
- ③ 周防灘断層群（主部）による地震
- ④ 日出生断層帯による地震
- ⑤ 万年山（はねやま）-崩平山（くえのひらやま）断層帯による地震
- ⑥ プレート内地震

2 地震動

上記1の震源域から想定される地震動は次のとおりである。

対象地震等	竹田市 最大震度	震度6弱以上が想定される地域（大分県内）	最大震度
①	6弱	大分市、佐伯市、臼杵市、 竹田市 、杵築市、豊後大野市	6強
②	5強	大分市、別府市、臼杵市、杵築市、宇佐市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町	7
③	4	中津市、豊後高田市、宇佐市、国東市	6強
④	5強	大分市、別府市、中津市、臼杵市、杵築市、宇佐市、由布市、日出町、九重町、玖珠町	7
⑤	6弱	大分市、日田市、 竹田市 、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町	7
⑥	6弱	大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見、 竹田市 、杵築市、豊後大野市、由布市、日出町	6強

3 被害想定

想定する地震に対して、平成30年度大分県地震被害想定調査により、想定される被害は次のとおりである。

○ 各地震の最大となる人的被害・物的被害量（竹田市）

（1）人的被害

対象地震	地震名	季節・時刻	死傷者	重篤者	重症者	中等傷者
①	南海トラフ巨大地震	—	0	0	0	0
②	中央構造線断層帯	—	0	0	0	0
③	周防灘断層群主部	—	0	0	0	0
④	日出生断層帯	—	0	0	0	0
⑤	万年山-崩平山断層帯	—	0	0	0	0
⑥	プレート内	—	0	0	0	0

※いずれの地震も竹田市内の人的被害は想定されていない

(2) 建物被害

対象地震	地震名	季節・時刻	全壊・焼失	半壊
①	南海トラフ巨大地震	—	29	97
②	中央構造線断層帯	—	8	35
③	周防灘断層群主部	—	0	0
④	日出生断層帯	—	1	6
⑤	万年山-崩平山断層帯	—	4	18
⑥	プレート内	—	13	54

※季節・時刻は、「冬 5 時」、「夏 12 時」、「冬 18 時」、いずれの場合も想定は同数

(3) ブロック塀の倒壊

対象地震	地震名	塀数	倒壊
①	南海トラフ巨大地震	16, 222	597
②	中央構造線断層帯		52
③	周防灘断層群主部		0
④	日出生断層帯		20
⑤	万年山-崩平山断層帯		156
⑥	プレート内		546

(4) 上水道

対象地震	地震名	被害箇所数	影響人口	断水率
①	南海トラフ巨大地震	6	766	5%
②	中央構造線断層帯	2	144	1%
③	周防灘断層群主部	—	—	—
④	日出生断層帯	0	1	0%
⑤	万年山-崩平山断層帯	1	94	1%
⑥	プレート内	5	609	4%

※発生直後～7日後までの最大値

(5) 避難所生活者数 (人) (疎開者は含まない)

対象地震	地震名	1日後	1週間後	1か月後
①	南海トラフ巨大地震	295	182	52
②	中央構造線断層帯	67	14	14
③	周防灘断層群主部	—	—	—
④	日出生断層帯	2	2	2
⑤	万年山-崩平山断層帯	60	7	7
⑥	プレート内	248	139	33

(6) 応急仮設住宅生活者数 (人)

対象地震	地震名	応急仮設住宅世帯数
①	南海トラフ巨大地震	3
②	中央構造線断層帯	1
③	周防灘断層群主部	—
④	日出生断層帯	0
⑤	万年山-崩平山断層帯	0
⑥	プレート内	10

(7) 帰宅困難者数 (人)

対象地震	地震名	帰宅困難者
①	南海トラフ巨大地震	2, 159
②	中央構造線断層帯	
③	周防灘断層群主部	
④	日出生断層帯	
⑤	万年山-崩平山断層帯	
⑥	プレート内	

(8) 医療対応不足数 (人)

対象地震	地震名	重篤数	重症者	中等傷者
①	南海トラフ巨大地震	-	10	215
②	中央構造線断層帯	0	22	240
③	周防灘断層群主部	-	11	218
④	日出生断層帯	0	22	241
⑤	万年山-崩平山断層帯	0	22	241
⑥	プレート内	0	26	399

(9) 仮設トイレ需要量 (人・基)

対象地震	地震名	人数	必要数
①	南海トラフ巨大地震	52	1
②	中央構造線断層帯	14	0
③	周防灘断層群主部	-	-
④	日出生断層帯	2	0
⑤	万年山-崩平山断層帯	7	0
⑥	プレート内	33	1

(10) 瓦礫発生量 (トン・m³)

対象地震	地震名	重量	体積
①	南海トラフ巨大地震	4, 980	7, 297
②	中央構造線断層帯	1, 322	2, 278
③	周防灘断層群主部	-	-
④	日出生断層帯	218	347
⑤	万年山-崩平山断層帯	686	1, 147
⑥	プレート内	2, 405	3, 460

(11) ごみ発生量 (トン)

対象地震	地震名	発災～3か月後	半年後	1年後
①	南海トラフ巨大地震	246	201	192
②	中央構造線断層帯	2, 703	2, 015	1, 876
③	周防灘断層群主部	13	10	10
④	日出生断層帯	578	430	401
⑤	万年山-崩平山断層帯	65	48	45
⑥	プレート内	18	12	11

(12) 孤立集落（箇所）

対象地震	地震名	農業集落
①	南海トラフ巨大地震	—
②	中央構造線断層帯	—
③	周防灘断層群主部	—
④	日出生断層帯	—
⑤	万年山-崩平山断層帯	—
⑥	プレート内	—

第3節 火山災害

大分県下に分布する活火山のうち、九重山に属する硫黄山及び大船山、鶴見岳・伽藍岳及び由布岳で過去2,000年程度の間に発生した噴火活動に基づいて、「くじゅう山系火山防災マップ」により噴火規模が想定されている。これに基づき、本計画の想定災害と位置づける。

また、竹田市では、阿蘇中岳の噴火による降灰により農作物に被害が発生した例があることから、本火山による噴火活動も想定災害として位置づける。

資料編1-3 「火山防災マップ」

第4節 その他の災害

竹田市におけるその他の各種災害については、市の特性を踏まえ、既往の最大規模の災害による被害を本計画の想定被害と位置づける。

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 竹田市

竹田市は、第1段階の防災関係機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたる。

機 関	役割と業務大綱
竹 田 市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 竹田市防災会議に関すること (2) 災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること (3) 気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関すること (4) 災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること (5) 被害状況の調査報告に関すること (6) 消防、水防、その他の応急措置に関すること (7) 居住者、滞在者その他の者に対する避難の勧告又は指示に関すること (8) 被災者の救難、救助、その他の保護に関すること (9) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること (10) 所管施設及び設備の応急復旧に関すること (11) その他防災に関し、所掌すべきこと

2 県

県は、竹田市及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ竹田市に対し、必要な防災上の指示、勧告を行う。

機 関	役割と業務大綱
大 分 県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大分県防災会議に関すること (2) 災害対策本部を設置し、県の地域にかかる防災の推進を図ること (3) 被害状況の収集調査に関すること (4) 水防その他の応急措置に関すること (5) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関すること (6) 県営ダム等の防災管理に関すること (7) 緊急輸送車両の確認に関すること (8) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること (9) 所管施設及び設備の応急復旧に関すること (10) 他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること (11) その他防災に関し、県の所掌すべきこと

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、県及び竹田市の処理すべき防災事務に関し積極的な協力を行う。

機 関	役割と業務大綱
九州管区警察局	(1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること (2) 広域的な交通規制の指導調整に関すること (3) 災害時における他管区警察局との連携に関すること (4) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること (5) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること (6) 災害時における警察通信の運用に関すること
九州財務局 (大分財務事務所)	(1) 公共事業等被災施設査定の立会に関すること (2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること (3) 災害における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること (4) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと
九州厚生局	(1) 被害状況の情報収集、通報に関すること (2) 災害時における関係職員の現地派遣に関すること (3) 災害時における関係機関との連絡調整に関すること (4) その他防災に関し、厚生局の所掌すべきこと
九州農政局 (大分県拠点)	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る施設等の応急復旧に関すること (2) 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること (3) 主要食糧の安定供給対策に関すること (4) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと
九州森林管理局 (大分森林管理署、大分西部森林管理署)	(1) 国有林野の治山事業の実施に関すること (2) 国有保安林、保安施設等の保全に関すること (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需要に関すること (4) その他防災に関し、森林管理局の所掌すべきこと
九州経済産業局	(1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること (2) 被災した商工業・鉱業の事業者に対する融資斡旋に関すること (3) その他防災に関し、経済産業局の所掌すべきこと
九州産業保安監督部	(1) 鉱山における災害の防止に関すること (2) 鉱山における災害時の応急対策に関すること (3) 危険物等の保全に関すること (4) その他防災に関し、産業保安監督部の所掌すべきこと

機 関	役割と業務大綱
福岡管区気象台 (大分地方気象台)	<p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその結果の収集、発表に関すること</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報等の適時・的確な防災関係機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて市民への周知に関するこ</p> <p>(3) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)の利用の心得などの周知・広報に関するこ</p> <p>(4) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関するこ</p> <p>(5) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に對しての気象情報の推移やその予想の解説等に関するこ</p> <p>(6) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関するこ(活動にあたっては、大分県や各市町村、その他の防災関係機関との連携に配慮する)</p> <p>(7) 気象業務に必要な観測体制の充実及び、予報、通信等の施設及び設備の整備に関するこ</p>
九州運輸局 (大分陸運支局)	<p>(1) 陸上及び海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、運送事業者への協力要請に関するこ</p> <p>(2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関するこ</p> <p>(3) 自動車輸送事業者に対する輸送命令に関するこ</p> <p>(4) 船舶運航事業者に対する航海命令に関するこ</p> <p>(5) 港湾運送事業者に対する公益命令に関するこ</p> <p>(6) その他防災に関し運輸支局の所掌すべきこ</p>
九州地方整備局 (大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所)	<p>(1) 直轄河川の整備、管理及び水防に関するこ</p> <p>(2) 直轄国道の整備、管理及び防災に関するこ</p> <p>(3) 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関するこ</p> <p>(4) 高潮、津波災害等の予防に関するこ</p> <p>(5) 大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の協定に基づく応援に関するこ</p> <p>(6) その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこ</p>
九州総合通信局	<p>(1) 非常通信体制の整備に関するこ</p> <p>(2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関するこ</p> <p>(3) 災害時における通信機器、移動電源車等の貸出しに関するこ</p> <p>(4) 災害時における電気通信の確保に関するこ</p> <p>(5) 非常通信の統制、管理に関するこ</p> <p>(6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関するこ</p>

機 関	役割と業務大綱
大分労働局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること (2) その他防災に関し、労働局の所掌すべきこと

4 自衛隊

機 関	役割と業務大綱
自 衛 隊	(1) 災害時における人命救助、消防、水防に関すること及び被災地域への医療、防疫、給水、災害通信に関すること (2) 災害復旧における道路の応急復旧に関すること (3) その他防災に関し、自衛隊の所掌すべきこと

5 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、県及び竹田市の処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関	役割と業務大綱
九州旅客鉄道(株) (大分支社・豊後竹田駅)	(1) 鉄道施設等の防災・保全に関すること (2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること
日本貨物鉄道(株) (九州支社大分営業支店)	(1) 鉄道施設の防災・保全に関すること (2) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること
西日本電信電話(株)	(1) 電気通信設備の防災・保全と重要通信の確保に関すること
KDDI(株) (九州総支社)	(1) 携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること
(株)NTTドコモ 九州支社	(1) 携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること
日本銀行 (大分支店)	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調整に関すること (2) 資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置に関すること (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること (5) 各種措置に関する広報に関すること
日本放送協会 (大分放送局)	(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること

機 関	役割と業務大綱
日本赤十字社 (大分県支部)	(1) 医療救護に関すること (2) 救援物資の備蓄と配分に関すること (3) 災害時の血液製剤の供給に関すること (4) 義援金の受付と配分に関すること (5) その他災害救護に必要な業務に関すること
日本通運(株) (大分支店)	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること
九州電力(株) (大分支店)	(1) 電力施設の整備と防災対策に関すること (2) 災害時における電力供給確保に関すること
九州電力送配電 (株) (三重配電事業所)	
西日本高速道路 (株) (九州支社)	(1) 管理する道路等の整備・改修に関すること
日本郵便(株)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること ・被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること ・被災者あて救助用郵便物の料金免除に関すること ・被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること ・ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに関すること (3) その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと
ソフトバンク(株)	(1) 携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること
楽天モバイル(株)	(1) 携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること

6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、県及び竹田市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関	役割と業務大綱
大分県農業協同組合 竹田市森林組合	(1) 市が実施する農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関すること (2) 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関すること (3) 被災農林家に対する融資又はその斡旋に関すること (4) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること (5) 飼料、肥料、種苗等の確保対策に関すること
商工会議所 商工関係団体	(1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、融資斡旋等の協力に関すること (2) 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらの斡旋に関すること
竹田市医師会 竹田市歯科医師会 竹田市薬剤師会	(1) 災害時における負傷者の医療救護、助産救助及び収容患者に対する医療の確保に関すること (2) 災害時における医療班、防疫班の編成に関すること
㈱大分放送 ㈱テレビ大分 大分朝日放送㈱ ㈱エフエム大分 大分県デジタルネットワークセンター(株)	気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること
(公社) 大分県トラック協会	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること (2) 災害時における輸送・物流に関する専門知識を有する者の派遣協力に関すること
大野竹田バス㈱ 大分バス(株)	(1) 災害時における自動車による被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること (2) 災害時における輸送線路及び施設の確保に関すること
(一社) 大分県LPガス協会	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること (2) 災害時におけるガス供給確保に関すること (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
新聞各社	気象警報、災害情報の新聞による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること

機 関	役割と業務大綱
(福) 大分県社会福祉 協議会	(1) 災害ボランティアに関すること (2) 避難行動要支援者への支援に関すること (3) 生活福祉資金の貸付に関すること
(福) 竹田市社会福祉 協議会	

7 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、県及び竹田市が処理する防災業務について、自発的に協力する。

機 関
(1) 一般社団法人 大分県建設業協会
(2) 公益社団法人 大分県建築士会
(3) 病院等経営者
(4) 金融機関
(5) 学校法人
(6) 自治会、消防団
(7) 一般乗客輸送業者
(8) 赤十字奉仕団、大分県栄養士会（公益社団法人）
(9) 大分ケーブルテレビコム